

【新設】（中小企業者であるかどうかの判定）

55 の 2-1 措置法第 55 条の 2 第 1 項の規定は、法人が同項に規定する株式等（以下「株式等」という。）の同項に規定する取得（以下「取得」という。）後、その取得の日を含む事業年度終了の日までの間、同項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）である場合でなければ適用がないことに留意する。

(注) 当該事業年度後の事業年度においては、中小企業者でなくなった場合においても、他の要件を満たす限り、同項の中小企業事業再編投資損失準備金を取り崩す必要はない。

【解説】

- 1 本通達においては、本制度の適用を受けるに当たって、中小企業者であるかどうかの判定の時期について明らかにしている。
- 2 本制度の適用対象法人は、中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く。）で青色申告書を提出するもののうち、産競法等改正法の施行の日（令和 3 年 8 月 2 日）から令和 6 年 3 月 31 日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画（事業承継等事前調査に関する事項の記載があるものに限る。）について認定を受けたものとされている（措法 55 の 2 ①）。

ところで、経営力向上計画の認定を受けるためには、同法に規定する特定事業者等に該当する必要があるところ、特定事業者等に該当するかどうかは従業員数及び業種によって判定されることから、本制度の対象となる中小企業者に該当しない法人であっても経営力向上計画の認定を受けて株式等を取得するということが起こり得る。そのため、適用対象法人（中小企業者）に該当するかどうかをどの時期で判定するかが問題となる。

- 3 この点、例えば、中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法 42 の 12 の 4）における中小企業者等の判定時期については、措置法第 42 条の 12 の 4 第 1 項に規定する特定経営力向上設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によることとされており（措通 42 の 12 の 4-1 参照）、これと同様、他の法人の株式等の取得をした時点で判定するのではないかとの疑問も生ずるが、本制度については、文理上、「中小企業者……が、……取得をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合」に適用があるとされており、特定の時点で判定するのではなく、他の法人の株式等の取得後、その取得の日を含む事業年度終了の日まで中小企業者に該当していなければならないことは明らかである。

本通達の本文においては、このことを留意的に明らかにしている。

- 4 なお、本制度の中小企業事業再編投資損失準備金については、原則として 5 年据置き 5 年均分取崩しをすることとされているのであるが、その据置期間や均分取崩し期間を通じて中小企業者である必要があるのではないかとの疑問が生ずる。しかしながら、5 年据置き 5 年均分取崩しについて規定した措置法第 55 条の 2 第 2 項は「中小企業事業再編投資損失準備金（……）を積み立てている法人」に対して適

用することとされ、特に中小企業者であることまでは求められていない。したがって、中小企業事業再編投資損失準備金を積み立てた事業年度後の事業年度においては、他の要件（措法 55 の 2 ②～⑤に該当しないこと）を満たす限り、その中小企業事業再編投資損失準備金を据置期間において取り崩す必要がなく、また、均分取崩し期間においてはその均分取崩し以上に取り崩す必要がないことになる。

本通達の注書においては、このことを明らかにしている。

5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 44－1）を定めている。